

前橋市市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に関する条例の改正について（議案第127号）

建築指導課

1 改正の理由

都市計画法施行令の改正に伴い、開発行為を行うことができるとして指定する土地の区域から災害の防止等を考慮して除外する区域を明確化する。

2 内容

次の区域は、開発行為を行うことができないこととする。

- (1) 災害危険区域
- (2) 土砂災害警戒区域
- (3) 浸水想定区域のうち、洪水等が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

3 施行期日

令和4年4月1日